

保護者 様

那覇市教育委員会
教育長

令和 年度 医療的ケア実施通知書

先に提出いただきました「医療的ケア実施申請書」に基づき、医療的ケアの実施を下記のとおり決定いたしました。

つきましては、「医療的ケア実施同意書」の提出をお願いいたします。

記

1 那覇市立 学校 学年 氏名

2 医療的ケアの内容と範囲

3 医療的ケアを実施する期間

令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで(休業日は除く)

※実施時刻・実施回数等を必要に応じて表記します。

4 留意事項

- (1)「医療的ケア実施に係る条件内容」(「医療的ケア実施申請書」の裏面)を遵守してください。
- (2)児童・生徒の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに学校、教育委員会に報告するとともに、所定の書類を提出してください。
- (3)学校は医療機関とは異なるため、医療的ケアの対応範囲には限りがあるということをご理解ください。学校の看護師が対応できない場合や児童生徒の健康状態が優れない等、実施に不安がある場合には保護者に対応をお願いすることもあります。
- (4)医療的ケアを実施するにあたり、必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費については、保護者の負担となります。
- (5)医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等の準備、点検及び整備をお願いします。学校で預かることのできない物品は家庭に持ち帰ってください。使用後の消耗品等は家庭に持ち帰り処分するようにしてください。
- (6)登校前にご家庭にて健康観察を必ず行ってください。体調が悪いときには登校を控えさせてください。
- (7)児童・生徒が在校中に健康状態等に異変があった場合等、緊急連絡が必要な場合に備えて、必ず連絡が取れるようにしてください。
- (8)児童・生徒の症状に急変が生じ、緊急事態と学校等が判断した場合は、保護者に連絡する前に児童・生徒を医療機関に搬送し、受診又は治療が行われることがあることを承諾をお願いします。またそれに伴い生じた費用は保護者負担となります。
- (9)医療的ケアが必要な児童・生徒の状況について、学校生活を送るうえで必要なことは、他の児童・生徒や保護者との間で共有することがあります。
- (10)上記のほか、必要に応じ学校等との間で取り決めた事項を遵守してください。